

第 101 回

定時株主総会 招集ご通知



シンフォニアテクノロジー株式会社
(証券コード：6507)

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場 所

東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝タワー（旧ビル名：芝NBFタワー）
7階（当社会議室）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役及び監査役の報酬
額改定の件

目 次

株主の皆様へ	P.1
第101回定時株主総会招集ご通知	P.2
株主総会参考書類	P.7
事業報告	P.19
連結計算書類	P.42
計算書類	P.45
監査報告	P.47
(ご参考)	
トピックス	P.53

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社第101回定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、本総会はライブ配信を予定しており、総会の模様をインターネット上でご覧いただけます。

さて、当社グループは2024年度で3ヵ年の中期経営計画「SINFONIA NEW STAGE 2024」を終了し、2025年度より3ヵ年の新中期経営計画「SINFONIA NEXT DREAM」をスタートいたしました。2024年度は、売上高1,191億円、営業利益率13.2%、自己資本利益率(ROE)15.7%となり、「SINFONIA NEW STAGE 2024」最終年度における数値目標を全て達成することができました。新中期経営計画「SINFONIA NEXT DREAM」においては、長期目標である「社会・顧客・自らに響く挑戦と成長企業への変革」を見据えて、さらなる企業価値向上に向けた取組を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長

武藤 昌三

代表取締役社長

平野 新一

企業理念

「一歩先を行く技術」
「地球を大切に作る心」
「思いやりのある行動」

私たちはこの3つを大切に
人から宇宙まで
豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。

(証券コード 6507)
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目1番30号
シンフォニアテクノロジー株式会社
代表取締役社長 平野新一

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sinfo-t.jp/ir/stockholder/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（シンフォニアテクノロジー）または証券コード（6507）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）】

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、
<https://www.soukai-portal.net> にアクセスしていただき、
議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力ください。

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます。

各ウェブサイトはメンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は、上記の他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）の当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝タワー（旧ビル名：芝NBFタワー）7階（当社会議室）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 1 第101期（2024年4月1日より2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第101期（2024年4月1日より2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役9名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主様1名に限ります。）
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、株主様に対して交付する書面は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- （1）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- （2）計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時

場所 東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝タワー(旧ビル名:芝NBFタワー)7階(当社会議室)
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

◎インターネット等で議決権を行使される場合



詳細は、「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日) 午後5時30分まで

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

◎書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2025年6月26日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

事前に議決権を行使いただいた株主様には、QUOカード1,000円分を後日お送りいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

株様が株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。スマートフォンまたはPC等から、以下の方法によりライブ配信ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID (=株主番号) とパスワード (=郵便番号) を入力の上、ご覧ください。

1 配信日時

2025年6月27日(金曜日) 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前(午前9時30分)頃より使用可能です。

2 当日の視聴方法

株様認証画面(ログイン画面)で必要となる「株主ID (=株主番号)」と「パスワード (=郵便番号)」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信ウェブサイトへアクセスしてください。

ライブ配信ウェブサイト <https://6507.ksoukai.jp>

株主ID ▶ 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(数字9桁)

パスワード ▶ 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号」(数字7桁、ハイフン無し)

3 ご留意事項

- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。また、ライブ配信をご覧いただいたことにより議決権を行使したことにはなりませんので、事前に書面またはインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます(事前行使の方法は、4～5ページをご参照ください)。
- ・ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧いただくための通信料金等は、各株様のご負担となります。
- ・ライブ配信のURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ・何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト(<https://www.sinfo-t.jp/ir/stockholder/>)にてお知らせいたします。

4 お問い合わせ先

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ先	株式会社ブイキューブ 電話：03-6833-6268 (受付時間：6月27日9:00～株主総会終了まで)
株主番号及びパスワードに関するお問い合わせ先	三井住友信託銀行 パーチャル株主総会サポート専用ダイヤル 電話：0120-782-041 (受付時間：9:00～17:00 土日休日を除く。)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、株主の皆様の利益と、企業体質の強化及び今後の事業展開のための設備投資・開発投資に備え、先行きの収益状況を勘案して利益配分を決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金115円
総額3,261,536,045円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	武藤 昌三	代表取締役会長 開発本部の管掌	再任
2	平野 新一	代表取締役社長	再任
3	山国 稔	取締役専務執行役員 本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、 全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当	再任
4	千手 裕治	取締役常務執行役員 電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、支社・支店・営業所の管掌	再任
5	幡野 隆一	取締役常務執行役員 クリーン搬送システム本部長	再任
6	佐古 達信	社外取締役	再任 社外 独立
7	藤岡 純	社外取締役	再任 社外 独立
8	藤岡 章子	社外取締役	再任 社外 独立
9	稲垣 努	常務執行役員 電子精機本部長兼同制御・情報機器事業及び半導体事業推進室の担当	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

ぶとう
武藤

しょうぞう
昌三 (1947年7月19日生)

再任



所有する当社の株式の数
46,500株

取締役会出席状況
14回/15回
(出席率93.3%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	当社入社	2015年6月	当社代表取締役会長	現在に至る
2003年6月	当社取締役			
2005年6月	当社常務取締役	2019年6月	当社開発本部の管掌	現在に至る
2007年6月	当社専務取締役			
2009年6月	当社代表取締役社長			

取締役候補者とした理由

同氏は、2009年6月より代表取締役社長として経営を牽引し、また2015年6月からは代表取締役会長に就任し、取締役会における監督機能の強化と実効性の確保を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ひらの
平野

しんいち
新一 (1955年5月2日生)

再任



所有する当社の株式の数
35,700株

取締役会出席状況
15回/15回
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2021年11月	当社代表取締役	
2012年6月	当社執行役員	2022年4月	当社代表取締役社長	現在に至る
2016年6月	当社常務執行役員			
2017年6月	当社取締役			
2019年6月	当社専務執行役員			

取締役候補者とした理由

同氏は、事業部門の責任者として当社経営を担った後、2022年4月より代表取締役社長として持続的な企業価値向上を実現するべくリーダーシップを発揮して経営を牽引しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



やまくに

山国

みのる

稔

(1963年10月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2025年 4月	当社本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当 現在に至る
2020年 4月	当社執行役員		
2022年 4月	当社常務執行役員		
2022年 6月	当社取締役 現在に至る		
2024年 4月	当社専務執行役員 現在に至る		

取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は経営基盤の強化に向けた財務戦略の実現及び経営の中核を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数
10,200株

取締役会出席状況

15回/15回
(出席率100%)

候補者
番号

4



せんじゅ

千手

ひろはる

裕治

(1965年12月15日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	当社入社	2024年 4月	当社電機システム本部社会インフラシステム事業の担当 現在に至る
2019年 6月	当社執行役員		
2021年 6月	当社取締役 現在に至る		
2022年 4月	当社常務執行役員、電機システム本部長、支社・支店・営業所の管掌 現在に至る		

取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数
7,300株

取締役会出席状況

15回/15回
(出席率100%)

候補者
番号

5

は た の
幡野

た か い ち
隆一

(1963年12月25日生)

再任



所有する当社の株式の数
6,100株

取締役会出席状況
15回/15回
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員
2002年7月	アシストシンコー(株)(現 村田機械(株))入社	2022年4月	当社常務執行役員 現在に至る
2004年1月	STMicroelectronics入社	2022年6月	当社取締役 現在に至る
2007年12月	Asyst Technologies Inc入社	2022年10月	当社クリーン搬送システム本部長 現在に至る
2009年12月	当社入社		

取締役候補者とした理由

同氏は、執行役員として経営に寄与した後、現在は事業戦略の実現を担う取締役として貢献しております。その豊富な経験や知見を活かして、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

さ こ
佐古

た つ の ぶ
達信

(1952年8月21日生)

再任 社外 独立



所有する当社の株式の数
0株

取締役会出席状況
15回/15回
(出席率100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	日商岩井(株)(現 双日(株))入社	2022年6月	当社社外取締役(非常勤) 現在に至る
2006年4月	同社執行役員	2023年5月	Minth Group Limited社外取締役 現在に至る
2008年4月	同社常務執行役員	2023年7月	双日マシンリー(株)顧問(会長) 現在に至る
2013年3月	同社退任	2024年11月	AAPICO Hitech Public Company Limited社外取締役 現在に至る
2013年4月	双日マシンリー(株)顧問		
2013年6月	同社代表取締役社長		
2019年6月	同社取締役会長		
2020年4月	双日マシンリーホールディングス(株)(現 双日マシンリー(株))取締役社長 双日マシンリー(株)取締役会長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、当社とは異なる業種での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。

候補者
番号

7



所有する当社の株式の数
0株

取締役会出席状況

15回/15回
(出席率100%)

ふじおか
藤岡

じゅん
純

(1951年3月3日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	(株)神戸製鋼所入社	2016年4月	同社相談役
1999年10月	コベルコ建機(株)執行役員	2018年6月	同社相談役退任
2002年6月	同社取締役執行役員	2020年6月	当社社外監査役(非常勤)
2005年6月	同社常務執行役員	2023年6月	当社社外取締役(非常勤)
2008年4月	同社専務執行役員		現在に至る
2008年6月	同社取締役専務執行役員		
2011年6月	同社代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、製造業での企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で関与する予定です。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者
番号

8



所有する当社の株式の数
200株

取締役会出席状況

15回/15回
(出席率100%)

ふじおか
藤岡

あきこ
章子

(1971年10月3日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	龍谷大学経営学部経営学科 専任講師	2007年4月	龍谷大学経営学部経営学科 准教授
2004年4月	同大学経営学部経営学科 助 教授	2015年4月	同大学経営学部経営学科 教 授 現在に至る
2004年8月	ストックホルム大学ビジネス スクール招聘研究員	2023年6月	当社社外監査役(非常勤)
		2024年6月	当社社外取締役(非常勤)
			現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、学識経験者としての高度な知識・識見を有しており、経営全般の監督と意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者
番号

9

いながき
稲垣

つとむ
努 (1964年9月5日生)

新任



所有する当社の株式の数
7,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2024年 4月	当社電子精機本部制御・情報機器事業の担当 現在に至る
2009年 4月	当社電子精機本部プリンタシステム技術部担当部長	2025年 4月	当社常務執行役員、電子精機本部部長兼同半導体事業推進室の担当 現在に至る
2020年10月	当社電子精機本部航空宇宙機器技術部長		
2022年 4月	当社執行役員、電子精機本部副本部長兼同伊勢製作所長		

取締役候補者とした理由

同氏は、事業部門担当の執行役員として当社事業に関する豊富な知見を有しており、業務執行の監督と持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤岡章子氏は、2024年6月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、同総会において新たに取締役に選任され就任いたしましたので、取締役及び監査役としての取締役会出席状況を記載してあります。
3. 佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 佐古達信氏、藤岡純氏及び藤岡章子氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。3氏の選任が承認可決された場合、当社は3氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 藤岡章子氏の戸籍上の氏名は、村上章子であります。

(ご参考) 選任後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成は次のとおりであります。

氏名	独立性	特に期待する分野						
		企業経営	事業戦略	技術・研究開発	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理
取締役	武藤昌三		○		○		○	
	平野新一		○		○	○		
	山国稔			○			○	○
	千手裕治			○		○	○	
	幡野隆一			○		○		
	稲垣努			○	○	○		
	佐古達信	社外/独立	○			○	○	
	藤岡純	社外/独立	○	○	○			
監査役	藤岡章子	社外/独立				○	○	○
	堀悟				○		○	○
	大西健司	社外/独立				○	○	○
	結川孝一		○				○	○
田村香代	社外/独立					○	○	

※上記一覧表は、各取締役及び監査役の有する知見・経験の全てを表すものではなく、各取締役及び監査役に特に期待する分野を最大3つまで記載しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、この決議の効力は、次回定時株主総会の開始の時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

さ さ か わ こ う し
笹川 浩史 (1951年8月22日生)

社 外 独 立



所有する当社の株式の数
3,100株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年4月	㈱神戸製鋼所入社	2012年6月	同社代表取締役専務執行役員
2006年4月	神鋼商事㈱入社	2015年6月	同社顧問
2006年6月	同社執行役員	2016年6月	同社顧問退任
2007年6月	同社常務執行役員	2016年6月	当社社外監査役（常勤）
2010年6月	同社取締役常務執行役員	2020年6月	当社社外監査役（常勤）退任
2011年6月	同社取締役専務執行役員		現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また、当社の社外監査役を4年間経験していることから、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注)
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 笹川浩史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、新たに独立役員として㈱東京証券取引所に届け出る予定であります。
 - 笹川浩史氏の選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
 - 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案

取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の当社取締役の報酬額は、2022年6月29日に開催された第98回定時株主総会において、年額4億9,000万円以内（うち社外取締役分6,000万円以内）とご承認いただき、また、現在の当社監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において、年額7,200万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

今般、業績向上への取締役のインセンティブを強化するとともに、コーポレートガバナンスを強化するため社外取締役の今後の増員に備えること、並びに近年の経営環境の変化及び経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額7億円以内（うち社外取締役分8,000万円以内）、監査役の報酬額を年額1億円以内に改定することをお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立役員が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の承認を得ており、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案が承認されますと、本総会終結の時をもって取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）、監査役の員数は現在と同じく4名となります。

(ご参考) 政策保有株式の縮減について

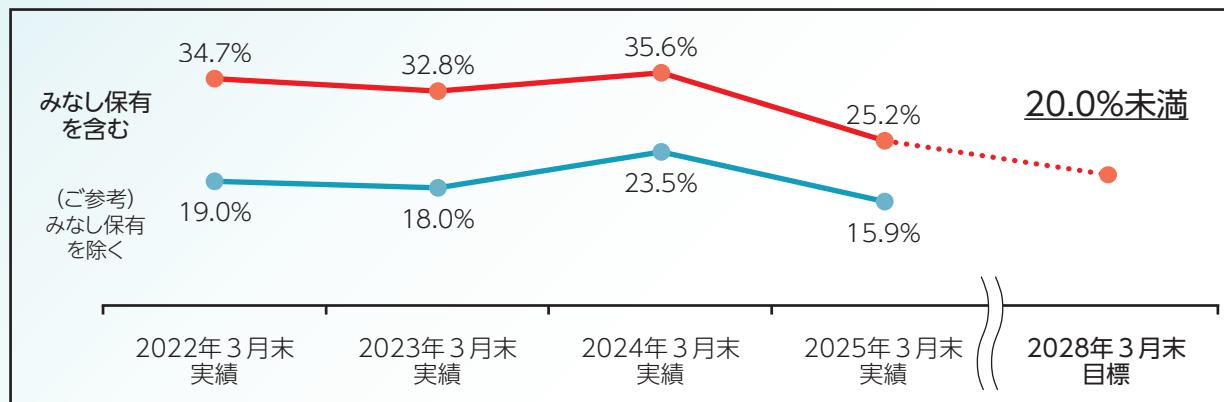
当社は、政策保有株式の連結純資産に対する比率を、2028年3月末までに20%未満（みなし保有を含む）とすることを目標に縮減に取り組んでいくことを、2025年2月の取締役会において決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 銘柄数及び貸借対照表計上額（みなし保有を含む）

（単位：銘柄、億円）

		第98期末 (2022年3月末)	第99期末 (2023年3月末)	第100期末 (2024年3月末)	第101期末 (2025年3月末)	増減
銘柄数	上場株式	35	35	35	34	△1
	非上場株式	27	26	25	25	－
貸借対照表 計上額	上場株式	187	205	264	201	△63
	非上場株式	0.9	0.8	0.8	0.8	－

2. 連結純資産に対する比率



※連結純資産に対する比率の変化には、株価変動の影響が含まれます。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、防衛力整備計画の大幅な拡充による航空宇宙関連機器の需要活況、AI関連投資による半導体製造装置需要の緩やかな回復、半導体製造工場建設に伴う設備工事需要の増加等により堅調に推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは、2024年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「SINFONIA NEW STAGE 2024」を終了いたしました。本中期経営計画では、①技術開発力強化による製品構成の改革、②脱炭素・環境負荷低減への取組、③グローバル事業拡大、④製品競争力・生産力の強化、⑤組織・文化の改革の5つを基本方針として掲げており、この基本方針に沿って半導体分野を成長ドライバーとする中長期戦略を描き、同分野の事業拡大に努めるとともに、モータードライブなどのコア技術の強化、自動化・電動化に貢献する製品の開発を進めてまいりました。また、経営基盤強化に向けて、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進及びそれを支える人財の教育に取り組んでまいりました。

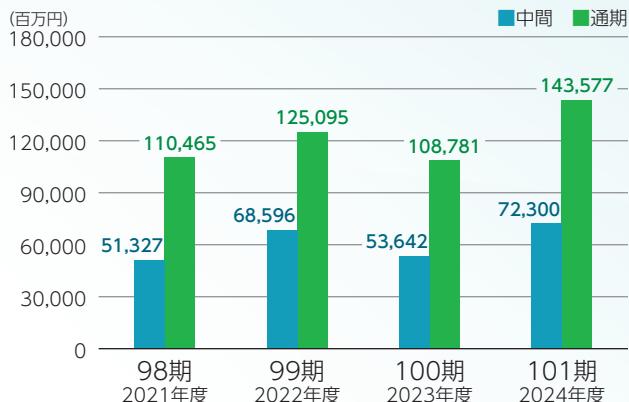
最終年度である当連結会計年度においては、航空宇宙分野の需要増加への対応に取り組み、受注拡大に繋げるとともに、将来に向けた技術開発を進めてまいりました。また、半導体後工程搬送向けのロードポート・自律走行ロボット(AMR)や、当社の強みである特殊環境下での制御技術、高速・高精度のモータ技術を活用したモータ製品の開発を進め、事業領域の拡大を図りました。新分野として期待する再生医療分野においては、自動細胞培養装置「CellQualia™ (セルクオリア)」を初納入し、商品力強化に向けてさらなる開発を進めました。一方、外部環境の変化に対応するため、既存製品の販売価格の適正化やコストダウン、及び調達先の多様化を推し進めてまいりました。

このような取組を推進することにより、本中期経営計画の最終年度における数値目標である売上高1,100億円、営業利益率9.0%以上、自己資本利益率(ROE)10.0%以上を全て達成し、過去最高益を更新いたしました。

企業集団の連結業績につきましては、受注高は1,435億77百万円(前連結会計年度比32.0%増)、売上高は1,191億50百万円(同16.1%増)となりました。損益面につきましては、経常利益は159億41百万円(同51.4%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は120億97百万円(同61.2%増)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、21～22ページに記載の通りであります。

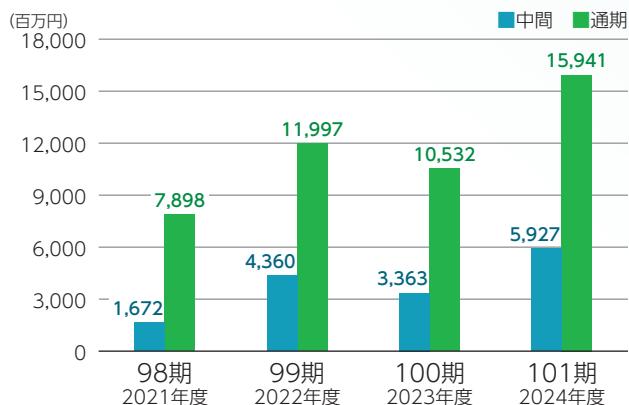
受注高



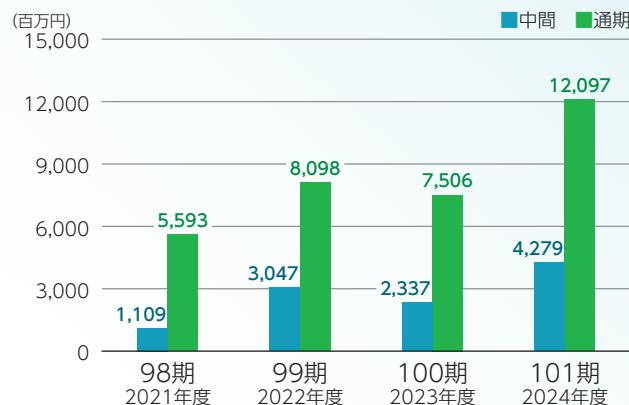
売上高



経常利益

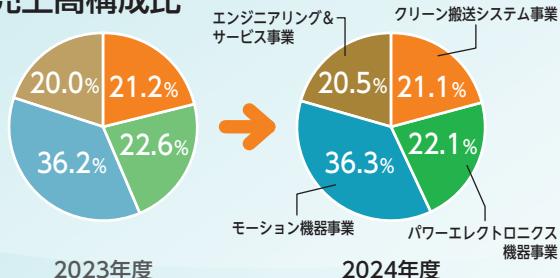


親会社株主に帰属する当期（中間）純利益



セグメント別概況（連結）

売上高構成比



当連結会計年度におけるセグメント別概況は以下の通りです。

グリーン搬送システム事業

受注高	260億96百万円	(前連結会計年度比 32.1%増)
売上高	251億43百万円	(前連結会計年度比 15.3%増)
営業利益	40億24百万円	(前連結会計年度比 21.5%増)

半導体製造装置の需要が徐々に戻りつつあることから、受注高は260億96百万円(前連結会計年度比32.1%増)となりました。売上高は251億43百万円(同15.3%増)となり、損益面につきましては、売上高の増加により営業利益は40億24百万円(同21.5%増)となりました。



グリーン搬送機器

精密なデバイス加工精度と高度なクリーン搬送技術が求められる半導体製造工程において、世界のトップブランドとして信頼を集めています。大気搬送技術はもちろん、独自開発のN₂パージ機構を持つロードポータや真空搬送技術で、より微細化と歩留まり向上の要求が高まる半導体メーカーの期待に応えています。

モーション機器事業

受注高	664億75百万円	(前連結会計年度比 55.2%増)
売上高	433億30百万円	(前連結会計年度比 16.9%増)
営業利益	48億47百万円	(前連結会計年度比 50.3%増)

防衛省向け電装品等の増加により航空宇宙関連機器が増加したことから、受注高は664億75百万円(前連結会計年度比55.2%増)となりました。売上高は433億30百万円(同16.9%増)となり、損益面につきましては、売上高の増加及び利益率の改善により営業利益は48億47百万円(同50.3%増)となりました。



航空宇宙

我が国唯一の航空機用電源システムメーカーとして、発電機をはじめとした航空機用電装品等を提供。また、ヘリコプター用レスキューホイストなど人命救助に役立つ製品からロケット用制御システムなど宇宙分野で活躍する製品まで幅広く提供しています。



大型搬送システム

巨大な航空機の牽引をはじめ、乗客の乗り降り、貨物の搬入搬出を担う空港用地支援助車など、空港運営に不可欠な重量物搬送を行う特殊車両を提供。さらに、港湾、倉庫、造船所における超重量物搬送で活躍する産業用特殊車両など、用途に特化した各種車両を提供しています。



モーションコントロール機器

産業用電磁クラッチ・ブレーキからOA機器用マイクロ電磁クラッチ、自動車用電磁クラッチ、自動車用制振装置、鉄道用ブレーキ、建設機械用コンローラ、産業用サーボアクチュエータなど、豊富なバリエーションを提供。様々な機器の動作制御に関わるモーションシステム製品を幅広く提供しています。



プリンタシステム

アミューズメント施設や街中で見られるシールプリントやカードゲーム機、各種プリントサービスに使われている昇華型プリンタを提供。世界初の両面プリンタやツインヘッド方式によるホログラムプリンタを開発するなど、プリント&ビジュアル分野の可能性を広げています。

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	268億77百万円	(前連結会計年度比 10.8%増)
売上高	262億73百万円	(前連結会計年度比 13.1%増)
営業利益	34億 4百万円	(前連結会計年度比 115.5%増)

上下水道施設向けの電気設備が増加したことから、受注高は268億77百万円(前連結会計年度比10.8%増)となりました。売上高は高水準の期初受注残高を背景に、262億73百万円(同13.1%増)となりました。損益面につきましては、売上高の増加及び利益率の改善により営業利益は34億4百万円(同115.5%増)となりました。



社会インフラシステム

上下水道の監視制御システム、道路管理用電気設備、さらには再生可能エネルギー発電装置を核とした小規模スマートグリッドシステムなどを提供。安心と快適、そして省エネルギーを実現しながら信頼できる社会インフラを支えています。



振動機器

振動機器のトップメーカーとして、食品・化学・リサイクルなど、あらゆる業界へ振動コンベヤ等を提供。また、スマートフォン等に使われる微小部品からネジなどの大形部品まで様々な生産・加工ラインにおける部品供給・整列搬送システムを提供しています。



産業インフラシステム

液化天然ガス搬送用のサブマージドモータ、資源リサイクルで金属ハンドリングを効率化するリフマグ®、高度な金属素材開発を実現する超高真空溶解炉、さらには航空機駐機中のCO₂排出量を削減するGPUなどを提供し、持続可能な未来の実現に貢献しています。



自動車用試験装置

スピーディーな開発や安全性が求められる自動車産業において、衝突試験装置等の各種実験装置・検証装置を数多く提供。ハイブリッド自動車・電気自動車など、時代の要求に応える最先端自動車の開発に貢献しています。

エンジニアリング&サービス事業

受注高	241億26百万円	(前連結会計年度比 10.1%増)
売上高	244億 3百万円	(前連結会計年度比 18.8%増)
営業利益	34億 7百万円	(前連結会計年度比 73.7%増)

台湾を中心として半導体製造工場向け搬送設備工事等が増加したことから、受注高は241億26百万円(前連結会計年度比10.1%増)となりました。売上高は半導体製造工場向け搬送設備工事や、官需向け電気設備工事の増加により244億3百万円(同18.8%増)となりました。損益面につきましては、売上高の増加及び利益率の改善により営業利益は34億7百万円(同73.7%増)となりました。



シンフォニアエンジニアリング(株)

当社製品の保守・サービス業務、公共、民間の電気工事、管工事、搬送工事等の設計施工業務及び情報機器(券売機、入退場システム等)の製造・販売・サービス業務を主要事業として展開しております。

エンジニアリング&サービス事業は、上記の他、保険代理業、運送業、労働者派遣業や当社グループ内の経理・給与業務を請け負うシンフォニア商事(株)、ソフトウェア開発やOA機器の販売を行う(株)アイ・シー・エスにより構成されています。

(注) 当社の完全子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)及び(株)S & S エンジニアリングは、2024年4月1日を効力発生日として、シンフォニアエンジニアリング(株)を存続会社、(株)S & S エンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(2)対処すべき課題

2025年度の当社グループを取り巻く経営環境は、米国における関税政策の動向やこれに伴う地政学的リスクの高まりにより、先行きは不透明な状況です。一方で、半導体市場においては生産プロセスの変化による新たな需要が見込まれ、航空宇宙分野も需要が増加していることから、当社グループにおきましてもさらなる事業拡大の好機にあると期待しております。

このような経営環境の下、当社グループは、長期目標である「社会・顧客・自らに響く挑戦と成長企業への変革」の実現に向けて、2025年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画「SINFONIA NEXT DREAM」を策定し、取組を開始いたしました。技術オリエンテッド（技術開発力と技術対応力の強化）による事業拡大を最重要テーマとして、成長ドライバーである半導体関連分野及び航空宇宙分野への技術リソースの集中、モータ技術の向上を目指す社内プロジェクトをはじめとする技術者の育成活動、さらに東海地区における技術開発拠点新設の検討などによる顧客への技術提案力の強化に取り組み、新中期経営計画の達成を目指してまいります。

生産面においては、自動化・DX(デジタルトランスフォーメーション)化への積極的な投資を行い、引き続き生産性の向上に取り組んでまいります。2025年2月には経済産業省「DX認定事業者」の認定を取得しており、全社横断的なプロジェクトとして、DX化を推進してまいります。

半導体分野においては、当社が得意とする前工程における受注拡大とともに、新たな需要が期待される後工程の自動化を見据えた活動を進め、半導体製造装置用のロボット及びアクチュエータ等の商品化・受注獲得に注力することで、事業拡大に取り組んでまいります。航空宇宙分野においては、防衛関連製品の需要増加に対応するため生産キャパシティの増強に取り組む、新領域の技術開発にも注力してまいります。

今後さらに成長し続ける企業グループとして、株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループの総力を結集し、努力を重ねてまいります。

(3)設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、37億45百万円であります。

その主な内容は、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所：モーションコントロール機器の高効率加工設備導入[モーション機器事業]
モーションコントロール機器の生産自動化設備導入[モーション機器事業]
モーションコントロール機器の高精度加工設備導入[モーション機器事業]

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社伊勢製作所：航空宇宙機器の生産体制整備[モーション機器事業]
モーションコントロール機器の生産体制整備[モーション機器事業]
当社豊橋製作所：特別高圧設備更新
クリーン搬送機器工場空調設備更新[クリーン搬送システム事業]

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	年 度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
			第 98 期	第 99 期	第 100 期	第 101 期
受 注 高 (百万円)			110,465	125,095	108,781	143,577
売 上 高 (百万円)			94,585	108,808	102,657	119,150
営 業 利 益 (百万円)			7,514	11,625	10,011	15,734
経 常 利 益 (百万円)			7,898	11,997	10,532	15,941
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)			5,593	8,098	7,506	12,097
総 資 産 (百万円)			116,801	127,321	137,062	136,467
1株当たり当期純利益 (円)			194.99	287.24	266.23	428.87
R O A (%)			4.8	6.4	5.5	8.9
R O E (%)			10.6	13.9	11.0	15.7
D E レ シ オ (倍)			0.40	0.35	0.29	0.19

- (注) 1. 2021年度につきましては、クリーン搬送システムやモーションコントロール機器が好調であったことにより受注高・売上高ともに増加し、売上高の増加や利益率改善等により、利益も増加いたしました。
2. 2022年度につきましては、社会インフラシステムやモーションコントロール機器が好調であったことにより受注高は増加いたしました。また、クリーン搬送システムやモーションコントロール機器が好調であったことにより売上高は増加し、売上高の増加や利益率改善等により、利益も増加いたしました。
3. 2023年度につきましては、航空宇宙関連機器が好調であったものの、社会インフラシステムやクリーン搬送システムなどが不調であったことにより、受注高・売上高ともに減少しました。また、売上高の減少等により、利益も減少いたしました。
4. 2024年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
6. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
 ROA＝親会社株主に帰属する当期純利益／総資産
 ROE＝親会社株主に帰属する当期純利益／純資産（期首期末平均）
 DEレシオ＝有利子負債／純資産

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項目	年 度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当 期)
			第 98 期	第 99 期	第 100 期	第 101 期
受 注 高 (百万円)			86,772	98,558	81,530	114,069
売 上 高 (百万円)			72,093	84,265	77,462	89,317
営 業 利 益 (百万円)			5,462	9,420	7,520	11,485
経 常 利 益 (百万円)			6,267	10,537	8,948	12,649
当 期 純 利 益 (百万円)			4,580	7,687	6,895	9,990
総 資 産 (百万円)			103,101	109,847	116,380	115,244
1株当たり当期純利益 (円)			159.67	272.67	244.55	354.17
R O A (%)			4.4	7.0	5.9	8.7
R O E (%)			10.6	16.3	12.5	16.0
D E レ シ オ (倍)			0.50	0.43	0.35	0.22

- (注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
3. ROA、ROE及びDEレシオは次の通り算出しております。
 ROA＝当期純利益／総資産
 ROE＝当期純利益／純資産（期首期末平均）
 DEレシオ＝有利子負債／純資産

(5)重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シンフォニア商事(株)	200 百万円	100.00 %	保険代理業、倉庫・運送業、鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、電気・電子機器類の設計・試験、労働者派遣業、経理・給与業務の受託
シンフォニアエンジニアリング(株)	100 百万円	100.00	電気・機械設備工事の請負、電気機械器具・自動券売機のサービス、病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売、エンジニアリング
(株)アイ・シー・エス	32 百万円	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売
(株)大崎電業社	48 百万円	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造・販売
シンフォニアマイクロテック(株)	84 百万円	100.00	マイクロクラッチの製造・販売
昕芙施雅機電（香港）有限公司	10 百万香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕芙施雅機電（東莞）有限公司	2 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造
SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.	4 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造・販売
SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.	432 百万タイバツ	100.00	振動式搬送機器・パーツフィード・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造・販売
昕芙施雅商貿（上海）有限公司	150 百万円	100.00	当社製品の販売、部材の調達

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の10社であります。
 2. 上表当社の出資比率の（ ）内は間接保有割合であります。
 3. 当社の完全子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)及び(株)S&Sエンジニアリングは、2024年4月1日を効力発生日として、シンフォニアエンジニアリング(株)を存続会社、(株)S&Sエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(6)主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメント	主要な製品・サービス
クリーン搬送システム	半導体製造装置用ハンドリング機器 等
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・プレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車 等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィード、ナチュエネシステム 等
エンジニアリング&サービス	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売 等

(7)主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

①当社の主要な営業所及び工場

本社 東京

支社 大阪、名古屋

支店 九州 (福岡)

営業所 東北 (仙台)、新潟、北陸 (富山)、静岡、三重 (伊勢)、中国 (広島)

工場 伊勢製作所 (伊勢、鳥羽)、豊橋製作所

②主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事(株) (伊勢)、シンフォニアエンジニアリング(株) (伊勢、東京)、(株)アイ・シー・エス (伊勢)、(株)大崎電業社 (東京)、シンフォニアマイクロテック(株) (明石)、昕芙旋雅機電 (香港) 有限公司 (中華人民共和国・香港)、昕芙旋雅機電 (東莞) 有限公司 (中華人民共和国・東莞)、SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD. (ベトナム社会主義共和国・ハナム)、SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD. (タイ王国・サムットプラカーン)、昕芙旋雅商貿 (上海) 有限公司 (中華人民共和国・上海)

(注) 当社の完全子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)及び(株)S&Sエンジニアリングは、2024年4月1日を効力発生日として、シンフォニアエンジニアリング(株)を存続会社、(株)S&Sエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
クリーン搬送システム	376名	39名増
モーション機器	1,670名	36名増
パワーエレクトロニクス機器	918名	11名増
エンジニアリング & サービス	780名	25名減
計	3,744名	61名増

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

② 当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,017名	52名増	39.7歳	16.3年

- (注) 1. 就業人員数を記載しております。
2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	3,599
(株) 三菱UFJ銀行	1,796
(株) 三井住友銀行	1,785
三井住友信託銀行(株)	1,782
(株) 日本政策投資銀行	1,339
みずほ信託銀行(株)	1,097
三重県信用農業協同組合連合会	724

- (注) 当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引金融機関20行とシンジケート方式による総額150億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

② 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 116,000,000株
 (2)発行済株式の総数 28,361,183株 (自己株式1,427,939株を除く)
 (3)株主数 11,549名
 (4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,044 ^{千株}	10.73 [%]
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,482	8.75
日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)	1,835	6.47
(株)日本カストディ銀行(信託口)	1,271	4.48
ダイキン工業(株)	1,017	3.59
シンフォニアテクノロジーグループ従業員持株会	938	3.31
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	912	3.22
大日本印刷(株)	732	2.58
前尾吉信	522	1.84
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	451	1.59

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・(株)神戸製鋼所口)の持株数1,835千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。
 2. 当社は、自己株式を1,427,939株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 3. 持株比率は自己株式(1,427,939株)を控除して計算しております。なお、自己株式(1,427,939株)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(148,900株)は含まれておりません。

- (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤昌三	代表取締役会長（開発本部の管掌）	—
平野新一	代表取締役社長	—
山国稔	取締役（電子精機本部長）	—
坂本克之	取締役（本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当）	—
千手裕治	取締役（電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、支社・支店・営業所の管掌）	—
幡野隆一	取締役（クリーン搬送システム本部長）	—
佐古達信	社外取締役（非常勤）	Minth Group Limited社外取締役 双日マシナリー(株)顧問（会長） AAPICO Hitech Public Company Limited社外取締役
藤岡純	社外取締役（非常勤）	—
※ 藤岡章子	社外取締役（非常勤）	龍谷大学教授
堀悟	監査役（常勤）	—
大西健司	社外監査役（常勤）	—
※ 結川孝一	監査役（非常勤）	セーレン(株)非常勤顧問
※ 田村香代	社外監査役（非常勤）	弁護士

- (注) 1. 当社は、佐古達信、藤岡純、藤岡章子、大西健司及び田村香代の5氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 上表※印の者は、2024年6月27日開催の第100回定時株主総会において、新たに取締役及び監査役に選任され就任いたしました。
3. 当社と上表「重要な兼職の状況」に記載の各兼職先との間には、特別な関係はありません。
4. 当期中の取締役及び監査役の退任は以下の通りであります。

氏名	地位及び担当（退任時）	退任年月日	退任事由
結川孝一	社外取締役（非常勤）	2024年6月27日	任期満了
下谷收	社外監査役（非常勤）	2024年6月27日	任期満了
藤岡章子	社外監査役（非常勤）	2024年6月27日	任期満了

5. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
※ 山国稔	専務執行役員（電子精機本部長）
※ 坂本克之	常務執行役員（本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当）
※ 千手裕治	常務執行役員（電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、支社・支店・営業所の管掌）
※ 幡野隆一	常務執行役員（クリーン搬送システム本部長）
佐伯英一郎	執行役員（経営企画部長、品質管理部、IT企画部の担当）
林和孝	執行役員（電機システム本部産業インフラシステム及び振動機事業、支社・支店・営業所の担当）
瀬田学	執行役員（電子精機本部航空宇宙事業の担当）
稲垣努	執行役員（電子精機本部制御・情報機器事業の担当）
相澤純也	執行役員（電子精機本部FAシステム事業の担当兼同本部半導体事業推進室長）

氏名	地位及び担当
塩崎 明	執行役員 (開発本部長)
元吉 誠	執行役員 (電機システム本部副本部長 (電機生産部門の統括) 兼同豊橋製作所長兼同電機システム工場長)
上田 輝基	執行役員 (経営管理部長)
臼井 一哉	執行役員 (クリーン搬送システム本部副本部長 (クリーン搬送生産部門の統括) 兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長)
土田 英誉	執行役員 (電機システム本部試験装置事業の担当兼同試験装置営業部長)
小倉 隆	執行役員 (クリーン搬送システム本部クリーン搬送システム営業部長)
齋藤 浩志	執行役員 (電子精機本部副本部長 (電精生産部門の統括) 兼同伊勢製作所長)

(注) 上表※印の者は、取締役を兼務しております。

6. 2025年4月1日付の役員体制は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
武藤 昌三	代表取締役会長 (開発本部の管掌)
平野 新一	代表取締役社長
山国 稔	取締役専務執行役員 (本社部門の管掌、監査部、総務人事部、法務部、全社コンプライアンス及び全社リスク管理の担当)
坂本 克之	取締役常務執行役員 (電子精機本部の管掌、同本部FAシステム事業の担当)
千手 裕治	取締役常務執行役員 (電機システム本部長兼同社会インフラシステム事業の担当、支社・支店・営業所の管掌)
幡野 隆一	取締役常務執行役員 (クリーン搬送システム本部長)
佐古 達信	社外取締役 (非常勤)
藤岡 純	社外取締役 (非常勤)
藤岡 章子	社外取締役 (非常勤)
堀 悟	監査役 (常勤)
大西 健司	社外監査役 (常勤)
結川 孝一	監査役 (非常勤)
田村 香代	社外監査役 (非常勤)
稲垣 努	常務執行役員 (電子精機本部長兼同制御・情報機器事業及び半導体事業推進室の担当)
佐伯 英一郎	執行役員 (経営企画部長、品質管理部、IT企画部の担当)
林 和孝	執行役員 (電機システム本部産業インフラシステム及び振動機事業、支社・支店・営業所の担当)
瀬田 学	執行役員 (電子精機本部航空宇宙事業の担当)
塩崎 明	執行役員 (開発本部長)
元吉 誠	執行役員 (電機システム本部副本部長 (電機生産部門の統括) 兼同豊橋製作所長兼同電機システム工場長)
上田 輝基	執行役員 (経営管理部長)
臼井 一哉	執行役員 (クリーン搬送システム本部副本部長 (クリーン搬送生産部門の統括) 兼同豊橋製作所副製作所長兼同クリーン搬送システム工場長)
土田 英誉	執行役員 (電機システム本部試験装置事業の担当兼同試験装置営業部長)
小倉 隆	執行役員 (クリーン搬送システム本部クリーン搬送システム営業部長)
齋藤 浩志	執行役員 (電子精機本部副本部長 (電精生産部門の統括) 兼同伊勢製作所長)

(2)責任限定契約の内容の概要

佐古達信、藤岡純、藤岡章子、堀悟、大西健司、結川孝一及び田村香代の7氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社等の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、自己負担金額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

(4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の役員報酬制度は、「固定報酬」と業績、役位及び各取締役の貢献度を反映した「業績連動報酬」及び「業績連動型株式報酬」から構成されており、独立役員が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の承認を得ております。業績により変動はあるものの、平常は概ね2割程度が業績に連動する報酬（その4分の1程度が業績連動型株式報酬）となるよう設計しております。

取締役の報酬については、役員報酬制度に従い、代表取締役社長が各取締役の個別報酬額を起案し、その総額を取締役会で決議しております。なお、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち、社外取締役)	401 (30)	274 (30)	96 (-)	30 (-)	10 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	66 (34)	66 (34)	- (-)	- (-)	6 (4)
合計 (うち、社外役員)	467 (65)	340 (65)	96 (-)	30 (-)	16 (8)

(注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名が含まれております。

2. 固定報酬は、役位及び職責に応じて支給額を算定し、毎月支給することとしております。

3. 業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象とし、役位別の基礎額に、業績評価指標に応じた評価係数及び各取締役の貢献度に応じた成績係数を加味して算定し、翌事業年度に支給しております。業績評価指標については、事業の成果を明確に評価できるよう、前事業年度の連結売上高目標達成率、連結営業利益率、連結経常利益、連結ROE目標達成率の4つの指標を採用しております。2023年度の連結売上高目標達成率は102.7%、連結営業利益率は9.8%、連結経常利益は10,532百万円、連結ROE目標達成率は110.0%となりました。

4. 業績連動型株式報酬は、信託期間中の毎年6月に開催される当社定時株主総会の日（ポイント付与日）に、同年3月31日で終了した事業年度における業績、役位及び各取締役の貢献度に応じて取締役にポイントが付与され、付与されたポイントの累計に応じた株式を、取締役の退任時に給付する制度であります。業績に関する指標については、株主の皆様と目線を同じくするため、当期純利益（連結）を採用しており、その実績のうち一定割合を報酬の原資とするものであります。2023年度の当期純利益（連結）は7,506百万円となりました。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において年額4億9,000万円以内（うち、社外取締役分6,000万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において当初2事業年度分として1億800万円を上限に、金銭または自己株式を信託に抛出し、抛出を受けた金銭を原資として、信託が当社株式を取得し取締役に給付する「業績連動型株式報酬制度」を決議しております。取締役に、各事業年度に関して、役位及び連結業績等に応じたポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は5万4,000ポイントを上限としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において年額7,200万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
7. 当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、あらかじめ定めた報酬体系を基に上記①の手続を経て決定されており、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

(5)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
佐古達信	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では当社とは異なる業種での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
藤岡純	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では製造業での企業経営経験者としての立場から積極的に発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
藤岡章子	社外取締役（非常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席いたしました。また、当事業年度の監査役に在任時に4回開催された監査役会の全てに出席いたしました。取締役会では学識経験者としての高度な知識・見識に基づき必要な発言を適宜行っております。監査役会においても豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
大西健司	社外監査役（常勤）	当事業年度に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に14回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行っております。 また、当社の取締役等の選任や報酬に関する原案に対して、客観的・中立的立場で助言を行い、その決定プロセスにおいて重要な役割を果たしております。
田村香代	社外監査役（非常勤）	当事業年度の選任後11回開催された取締役会の全てに出席し、また、当事業年度の選任後10回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士として法令についての高度な知識・見識に基づき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

51百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるシンフォニアエンジニアリング(株)、昕芙施雅機電(香港)有限公司、昕芙施雅機電(東莞)有限公司、SINFONIA MICROTEC(VIETNAM) CO.,LTD.、SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.及び昕芙施雅商貿(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- ・「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- ・法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しており、「スピークアップ制度運用規程」において内部通報者に不利益な取扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- ・「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- ・財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- ・当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。
- ・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- ・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
- ・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
- ・決裁制度、予算制度、人事管理制度等を整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営管理部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。

- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の実績から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
- ・「スピークアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取扱いをしてはならないこととしています。

(9) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役職務の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役職務の執行に必要な緊急または臨時の支出についても事後償還請求できることとしているなど、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。
- ・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

(当該体制の運用状況)

① 取締役職務の執行

- ・独立性の高い社外取締役を3名選任し、当事業年度に15回開催された取締役会において、外部からの経営チェック・助言が行われています。
- ・執行役員に決裁権限を委譲し、効率的な業務執行を行っています。また、経営会議や事業執行会議を毎月開催し、経営意思の決定と業務執行の監督を行っています。
- ・グループ企業に関する重要な事項は適宜取締役会に報告され、監督を行っています。

② コンプライアンス

- ・当社及びグループ企業でコンプライアンスに関する研修や教育資料の配布を行い、意識の強化と問題の未然防止に努めています。
- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、議事の要旨を社内で周知したほか、コンプライアンスに関してグループ企業との会合を行い、情報の共有を行っています。
- ・グループ企業を含む従業員にスピークアップ制度の周知を継続的にを行い、その利用状況についてはコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

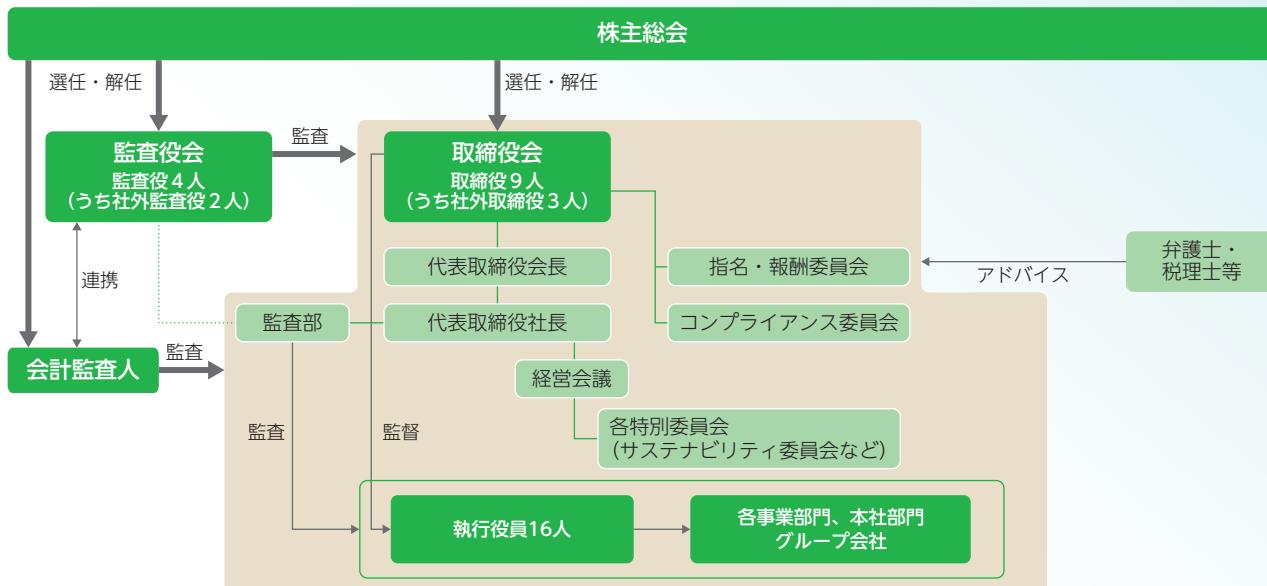
③リスク管理

- ・リスクの評価と対応を適切に行うため、専門の会議体や委員会を設置し、リスク管理を継続的に行っており、リスク管理委員会を当事業年度において1回開催しています。また、「リスク管理規程」及びリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」の策定、経営会議への報告等により、当社グループにおけるリスクの共有及び対応を図っております。
- ・企業価値を低下させるあらゆるリスクを管理するため、当事業年度においてサステナビリティ委員会を2回、情報セキュリティ委員会を2回、安全保障貿易管理特別委員会を2回開催しています。

④監査役職務の執行

- ・監査役は、監査役会で定めた「年度監査方針・計画」に沿って、取締役会等の重要な会議への出席、執行役員決裁等の必要な書類の閲覧、各取締役との意見交換、監査部及び会計監査人との連携、グループ企業を含めた各拠点への往査を実施し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を確認しています。
- ・監査役会は、独立性の高い2名の社外監査役を含む4名で構成されており、当事業年度において14回開催されています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し下記(3)2)①において定義している大規模買付行為が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て(ア)企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、(イ)株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、(ウ)対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(エ)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、(ア)多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、(イ)創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、(ウ)ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、(エ)事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、(オ)組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、下記(3)2)②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

① 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先に行く技術」「地球を大切にすること」「思いやりのある行動」私たちはこの3つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、1917年の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

- (i) 官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制
- (ii) 創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力
- (iii) 株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係
- (iv) 個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

(v) 当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

② 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社グループは、2022年度を初年度とする3カ年のグループ中期経営計画を策定し、取組を進めております。継続的な成長を実現するため、新商品の開発、新事業の育成に重点的に取り組むことで、製品ポートフォリオを変革し、新たなステージでの安定した企業成長と社会のサステナブルな発展への貢献を目指します。

2022-2024年は、技術開発力の強化と新商品・新事業の創出活動を最重要テーマとして、半導体関連分野に注力し、同分野の売上構成比率を上昇させ、成長ドライバーとしての位置づけを着実なものとし、また、物流・再生医療・脱炭素に関連する新製品の開発にも積極的に取り組むことで、製品ポートフォリオの変革を図ってまいります。

(i) 技術開発力強化による製品構成の改革

モータードライブ・パワーエレクトロニクス・システム制御技術の領域の拡大を進めてまいります。

特に半導体搬送、物流搬送ロボットシステム、エネルギーマネジメントに関連する分野については、産学連携・M&Aなども積極的に活用し、製品ポートフォリオの変革に繋げてまいります。

(ii) 脱炭素・環境負荷低減への取組

社会及び当社グループのサステナブルな発展に向け、温室効果ガス排出量削減に努めるとともに、お客様の温室効果ガス排出量削減に繋がる製品へのシフトを進めます。

(iii) グローバル事業拡大

グローバルに跨るお客様への迅速な対応の実現に向け、アジア・北米地域の現地法人の機能強化を進めることで、グローバルビジネスの拡大を図ってまいります。

(iv) 製品競争力・生産力の強化

製品競争力・生産力の強化に向け、製品のデジタル化及び生産の自動化を積極的に進め、収益力の向上を図ってまいります。

(v) 組織・文化の改革

サステナブルな企業文化の構築に向けて、中長期的な成長を視野に、人材教育・評価制度の充実、事業環境に柔軟に対応できる組織改革を通して、チャレンジできる人・チャレンジする人を支える企業への変革を図ってまいります。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置づけている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にす企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指してまいります。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役3名及び社外監査役2名を選任し、5名全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（本対応方針）

当社は、上記（1）に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を2023年6月29日開催の第99回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

1) 本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記（1）に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)または(ii)に該当するもしくは該当する可能性がある当社株券等の買付けその他の取得またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i)当社が発行者である株券等について、当社の特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得

(ii)当社が発行者である株券等について、当社の特定の株主の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(ア)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び(イ)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総的意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権

無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。なお、当社は、この場合において、大規模買付者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、（ア）当社社外取締役、（イ）当社社外監査役、または（ウ）社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様との利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものとしたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様へ適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、（ア）当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または（イ）当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとしたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、2023年4月25日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。（当社ウェブサイト <https://www.sinfo-t.jp>）

(4) 上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様との利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益の向上を目的に、上記（2）の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記（1）の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記（2）の取組は、上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記（1）の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記1) から5) までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員への地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の是非につき、株主の皆様のご意思を確認するため、2023年6月29日開催の第99回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記(3)3)に記載の通り、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii) 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)3)に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなり、毎年、当社の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記(3)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員への地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	77,049
現金及び預金	10,221
受取手形、売掛金及び契約資産	34,010
電子記録債権	7,128
商品及び製品	2,581
仕掛品	10,862
原材料及び貯蔵品	11,617
その他	716
貸倒引当金	△88
固定資産	59,417
有形固定資産	37,079
建物及び構築物	15,308
機械装置及び運搬具	3,895
工具、器具及び備品	1,596
土地	15,263
リース資産	18
建設仮勘定	996
無形固定資産	945
投資その他の資産	21,392
投資有価証券	14,086
退職給付に係る資産	4,111
繰延税金資産	1,322
その他	1,939
貸倒引当金	△67
資産合計	136,467

負債の部	
流動負債	38,296
支払手形及び買掛金	16,302
短期借入金	770
1年内返済予定の長期借入金	3,296
未払費用	7,227
未払法人税等	3,936
未払消費税等	1,371
製品保証引当金	472
受注損失引当金	296
その他	4,622
固定負債	18,040
長期借入金	10,869
繰延税金負債	2,058
再評価に係る繰延税金負債	1,719
役員株式給付引当金	213
退職給付に係る負債	2,396
その他	783
負債合計	56,337
純資産の部	
株主資本	64,403
資本金	10,156
資本剰余金	452
利益剰余金	55,733
自己株式	△1,940
その他の包括利益累計額	15,726
その他有価証券評価差額金	7,471
土地再評価差額金	3,863
為替換算調整勘定	1,573
退職給付に係る調整累計額	2,819
純資産合計	80,129
負債純資産合計	136,467

連結損益計算書 (2024年4月1日より2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		119,150
売上原価		87,294
売上総利益		31,855
販売費及び一般管理費		16,121
営業利益		15,734
営業外収益		
受取利息及び配当金	710	
その他の	153	864
営業外費用		
支払利息	165	
為替差損	234	
その他の	256	656
経常利益		15,941
特別利益		
投資有価証券売却益	1,066	
補助金収入	272	1,338
特別損失		
固定資産整理損失	491	491
税金等調整前当期純利益		16,789
法人税、住民税及び事業税	4,952	
法人税等調整額	△260	4,692
当期純利益		12,097
親会社株主に帰属する当期純利益		12,097

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2024年4月1日より2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	11,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,964
現金及び現金同等物に係る換算差額	154
現金及び現金同等物の増減額	648
現金及び現金同等物の期首残高	9,572
現金及び現金同等物の期末残高	10,221

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	63,013
現金及び預金	5,598
受取手形、売掛金及び契約資産	27,110
電子記録債権	6,498
商品及び製品	1,195
仕掛品	11,926
原材料及び貯蔵品	9,141
未収入金	1,363
その他	212
貸倒引当金	△33
固定資産	52,231
有形固定資産	32,650
建物	11,508
構築物	620
機械及び装置	3,477
車両運搬具	34
工具、器具及び備品	1,293
土地	14,791
リース資産	15
建設仮勘定	907
無形固定資産	848
ソフトウェア	788
ソフトウェア仮勘定	21
その他	39
投資その他の資産	18,732
投資有価証券	12,749
関係会社株式	3,538
関係会社出資金	200
長期貸付金	244
前払年金費用	921
その他	1,130
貸倒引当金	△53
資産合計	115,244

負債の部	
流動負債	36,271
支払手形	71
電子記録債務	3,608
買掛金	8,831
短期借入金	770
1年内返済予定の長期借入金	3,018
リース債務	7
未払金	1,408
未払費用	5,507
未払法人税等	2,937
未払消費税等	1,028
契約負債	1,887
預り金	5,814
製品保証引当金	472
受注損失引当金	281
その他	625
固定負債	14,286
長期借入金	10,172
リース債務	10
繰延税金負債	552
再評価に係る繰延税金負債	1,719
退職給付引当金	906
役員株式給付引当金	213
資産除去債務	321
その他	390
負債合計	50,558
純資産の部	
株主資本	54,026
資本金	10,156
資本剰余金	452
資本準備金	452
その他資本剰余金	0
利益剰余金	45,357
利益準備金	1,775
その他利益剰余金	43,581
繰越利益剰余金	43,581
自己株式	△1,940
評価・換算差額等	10,659
その他有価証券評価差額金	6,796
土地再評価差額金	3,863
純資産合計	64,686
負債純資産合計	115,244

損益計算書 (2024年4月1日より2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		89,317
売上原価		67,406
売上総利益		21,910
販売費及び一般管理費		10,425
営業利益		11,485
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,526	
その他の	83	1,610
営業外費用		
支払利息	188	
為替差損	82	
コミットメントライン関連費用	45	
その他の	131	446
経常利益		12,649
特別利益		
投資有価証券売却益	1,066	
補助金収入	272	1,338
特別損失		
固定資産整理損失	495	495
税引前当期純利益		13,491
法人税、住民税及び事業税	3,571	
法人税等調整額	△69	3,501
当期純利益		9,990

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小池 亮介

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中村 美樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小池 亮介

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中村 美樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の利用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 必ずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 必ずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 必ずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 必ずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監査役（常勤）堀	悟	㊞
社外監査役（常勤）大西	健司	㊞
監査役（非常勤）結川	孝一	㊞
社外監査役（非常勤）田村	香代	㊞

以上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (その他必要あるときは予め公告します。)
上場取引所	東京証券取引所 プライム市場
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	TEL 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
 なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、
 特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

新グループ中期経営計画「SINFONIA NEXT DREAM」を策定

当社グループは、2025年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「SINFONIA NEXT DREAM」を策定し、取組を開始しております。

長期目標として掲げる「社会・顧客・自らに響く挑戦と成長企業への変革」の実現のため、事業規模の拡大に重点的に取り組んでまいります。

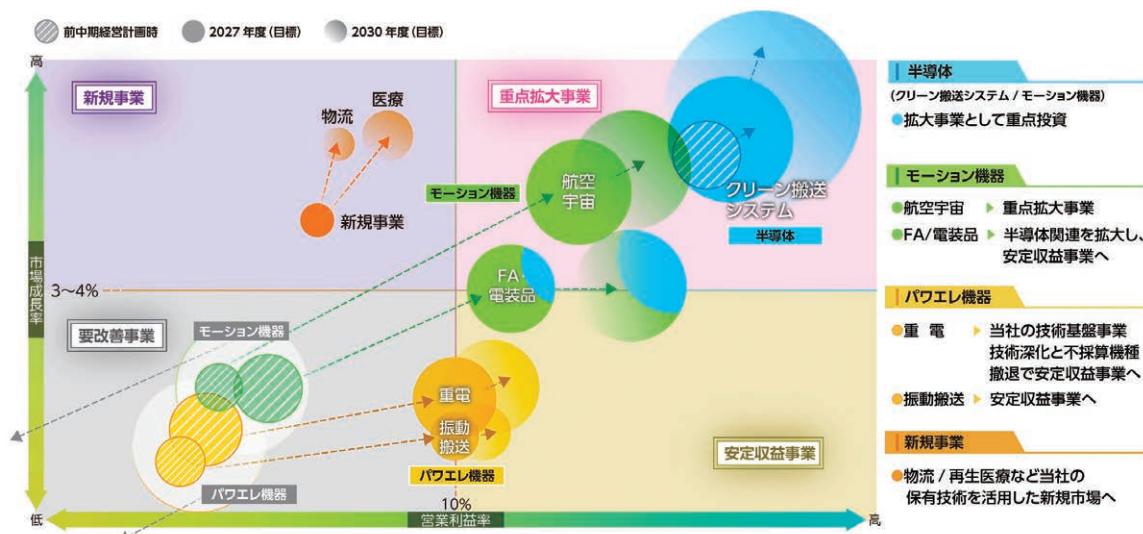


基本方針

当社のビジネスモデルの基本となる「技術オリエンテッド」（技術開発力・対応力でお客様満足度を高める）による事業拡大を進めます。

持続的な需要が見込まれる半導体関連市場での領域拡大及び防衛力整備計画に伴う航空宇宙事業のキャパシティ拡充を事業拡大の牽引役とし、コア技術である「モーター/モータードライブ・パワーエレクトロニクス」技術の強化を進めることで製品構成・事業ポートフォリオの変革を進めてまいります。

事業ポートフォリオの変革



重点施策

1. 半導体関連分野・航空宇宙分野への注力

世の中のあらゆる電化製品に欠かせない半導体市場は今後もさらなる進化・拡大が予測されており、当社の強みである精密搬送技術を活かし、グリーン搬送システム・モーション機器セグメントの事業領域を広げます。

防衛力強化・宇宙産業の成長促進が追い風となっている航空宇宙事業では、キャパシティを倍増するとともに、技術の対応領域を広げることで事業規模を引き上げます。

2. 技術開発力／対応力強化による事業領域拡大

当社ビジネスモデルの基本となる技術開発力／対応力で顧客満足度向上（＝技術オリエンテッド）のさらなる強化を目指し、技術者の大幅増強、教育プログラムの拡充、M&Aを含む外部との協業を進め、開発のスピードアップ・対応領域の拡大を図ります。

3. 事業拡大のための積極的な投資と業務効率化

当社の事業規模拡大と社会課題となっている人手不足に対応したものづくり体制として、大幅なキャパシティ増強及び自動化・デジタル化投資を進めます。また、技術開発体制の強化に向けては技術開発センターの設立等を行い、サステナブルな企業成長の礎を構築してまいります。

4. 組織・文化の改革

会社及び個人の成長に向けてチャレンジできる人・チャレンジする人を支える企業への変革を実現するため、中長期的な成長を視野に、人材確保・人材教育・評価制度の充実等の人的投資、事業環境に柔軟に対応できる組織改革を行ってまいります。

目標

	2024年度実績	2027年度目標
売上高	1,192億円	1,600億円
営業利益率	13.2%	14%
R O E	15.7%	15%

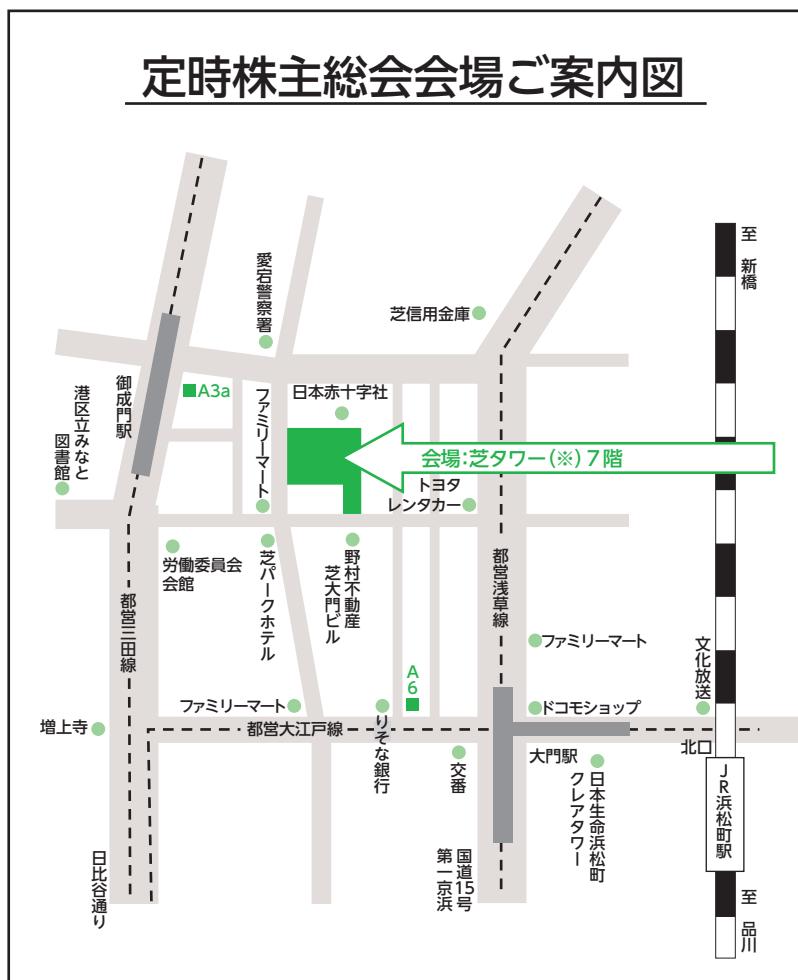
・株主還元に関する基本方針

安定的な配当を行うことを前提に配当性向30%を目安に配当金額を決定してまいります。

・キャッシュアロケーション

2025年度から2027年度において、営業キャッシュフロー及び資産の圧縮・有効活用（政策保有株の縮減含）による620億円を原資とし、2030年に向けての拡大投資320億円、事業運営の効率化と安定化確保に向けての更新・自動化投資等180億円を実施してまいります。また、株主還元額は120億円を想定しております。

定時株主総会会場ご案内図



※ ビルの敷地内には、旧ビル名である「芝NBFタワー」の表示のほか、「日本自動車会館」の表示もあります。

- 地下鉄 都営三田線「御成門」駅A3a出口 徒歩3分
- 地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線「大門」駅A6出口 徒歩4分
- JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅北口 徒歩8分

※ スマートフォンや携帯電話等で検索される場合は、当社の電話番号「03-5473-1800」を入力いただくと地図が表示されます。

シンフォニア テクノロジー 株式会社

〒105-8564

東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝タワー

TEL 03 (5473) 1800

<https://www.sinfo-t.jp>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この印刷物はFSC®認証紙を使用しています。



この印刷物は植物油インキで作成されています。